

# 勝山市広報

(第22号)

昭和30年11月30日発行

福井県勝山市役所広報企画課



11月25日より  
12月25日まで  
国民健康保険  
納付金完納月間

11月8日

# 勝山市臨時議会開かる

勝山市臨時議会は十一月八日午後六時より開かれ、市長が議事進行の如くである。午前十時二十五分開会、出席議員二十九名（一名欠席）。

山岸議長開会を宣し諸般の報告の後山内市長より議会招集の挨拶ありて議事に入り。

★ 山岸議長II議案第四十六号勝山市助役に升生郡朝日町田口、光明正道氏選任同意を求める件を上程

★ 多田事務局長II履歴書を朗読

★ 山内市長II助役選任についての経過及び光明氏の経歴等について説明

★ 山内助役として最適任者と認め同意すると共に今後市政のため懸念を述べる旨を述べ。山岸議長裁決すれば満場一致の賛成により可決確定

次に議案第四十七号勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例制定の件を上程

★ 事務局長II原案を朗読

★ 山内市長II提案理由を説明

★ 田中議員II市長の報酬年額五〇万円とするを六十万円に増額修正の意見を述べ。山内市長の辞退の発言ありたるも宇野議員の修正案賛成により全員の賛成を以て修正案決定。他は原案通り可決

次に議案第四十八号勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例制定の件を上程。

★ 事務局長II原案を朗読

高野春議員の質問に対し平井総務課長の答弁ありて原案通り決定。一旦休憩に入り。

休憩中新助役光明正道氏出席して就任の挨拶あり。午前十一時五分再開

議案第四十九号勝山市分権条例の一部を改正する条例案を上程。

★ 事務局長II朗読

山内市長II提案理由を説明。発言者なきにより議長裁決により全員異議なく原案通り可決確定。次に議案第五〇号勝山市隔離病院患者食費徴収条例制定の件を上程

★ 事務局長II朗読

高野春議員II勝山市の隔離病院の現状について質問

★ 沢井衛生課長II現状について説明をなす

高野春議員II隔離病院の経営の一部を勝山病院に委託しているが勝山病院に対するものである

★ 高野春議員II勝山市の隔離病院の現状について質問

旧各町村共多大の助成金を支出しているのであるから、経営委託料について有利な交渉を要望する。

★ 池内議員II原案通りに委託しているが、坂井衛生課長IIお説のもであるが厚生省より収容して入舍するようにする為無料としては如何にも一応結論として制定したものである。

★ 宇野議員II池内議員のお説ともあるが原案通り賛成したい。高野春議員の賛成説に統一して、坪内議員の徵収実費に就て質問あり患者は僅かな負担であるから御了承願いたい。

★ 坂井衛生課長IIお説の通り最も協力的に且つ有利に委託しているが、坂井衛生課長IIお説のもあるが厚生省より収容して入舍するようにする為無料としては如何にも一応結論として制定したものである。

★ 山内市長II貧困者には減免の方法もあるし患者は僅かな負担であるから御了承願いたい。

★ 宇野議員II原案通りに決確定

午前十一時四十五分一旦休憩に入る。

午後一時開会余山岸議長再開を宣し議案第五十一号山根三十年度勝山市一般金計収入開追加更正予算の件上程

★ 鳥山書記II原案を朗読

★ 平井総務課長II提案理由を説明

★ 山岸議長II本案は相当多額にわたるため休憩して全員協議会の形式にて審議することにする。休憩を立てる。

休憩中各項目にわたり質疑応答議案第五十二号昭和三十年度勝山市特湖会計拡張資金五十五分議長再開を宣し議案第五十一号五十号の両案を上程

田中議員の原案賛成の発言により全員異議なく可決。

次に山岸農林課長発言を始め積雪寒害対策地帯農業振興五ヶ年計画策定について事前承認を求む農林委員会に附託決定

ここで一旦休憩。休憩中本市中学校長を代表して勝山、荒土、村岡各中学校長より勝山高等学校の学級増加の陳情に関し議会側の協力を要請各議員協力を申合す。

★ 山岸議長II再開を宣し議事日程を終了したから閉会を許りたるに

★ 高野春議員発言を求めII北部中学校建設について敷地が未決定で着工出来ないのは遠慮である。これが促進方を本議会として教育委員会に要望書を提出したい。

★ 宇野議員II紛争を生じないよう慎重に取扱い願いたい。

議長より高野春議員の提案を裁決すれば全員異議なく教育委員会へ促進方を要望することに決定し、処置は事務局へ一任する。

以上議事終了、臨時閉会を宣す。山内市長の閉会の挨拶あり時に午後二時三十七分

勝山市十一月臨時市議会議事日程 昭和三十一年十一月八日 於 勝山市役所新村岡支所

昭和三十一年十一月八日

日 程	委 員 会 名	議 題	案
1	議会第十四十六号	勝山市助役選任につき同意を求めるの件	
2	議会第四十七号	勝山市特別物の職員の給与及び旅費に関する条例制定の件	
3	議会第四十八号	勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例制定の件	
4	議会第五十九号	勝山市役所分課条例の一部を改正する条例制定の件	
5	議会第六十号	勝山市駄屋病舎患者食費算徴収集例制定の件	
6	議会第六十一号	昭和三十一年度勝山市一般会計歳入歳出追加更正予算	
7	議会第五十二号	昭和三十一年度勝山市特別会計奨学資金歳入歳出予算	

12月1日より施行

# 勝山市の機構刷新なる

## 事務能率の推進と

## 社会福祉の強化

臨時市会で勝山市役所分課条例の一項が次のように改正になりました。これは市政の運営施策を遂行すると共に、事務の簡素化、系統化によつて能率の向上と人員の調査により市政運営の万全を期するためであります。

第三条を次のように改める（各課の分等主項）。

### 総務課

一、職員の進退及び身分に関する事項  
二、市長の秘書に関する事項  
三、条例及び規則の制定改廃に関する事項  
四、市議会に関する事項

五、公報に関する事項

六、選舉管理委員会に関する事項

七、支所に関する事項

八、消防署に関する事項

九、総合的企画調整に関する事項

十、文書の収発及び編纂に関する事項

十一、前各号の外他課の主管に属しない事項

十二、納稅組合に関する事項

十三、証明（財務）に関する事項

- 第一、農業、水産業に関する事項
- 第二、農業関係各種委員会に関する事項
- 第三、土地改良用排水渠道に関する事項
- 第四、畜産に関する事項
- 第五、農事団体に関する事項
- 第六、園芸検査に関する事項
- 第七、開拓事業に関する事項
- 第八、その他農務に関する事項
- 第九、戸籍課
- 第十、戸籍および住民登録に関する事項
- 第十一、市外人登録に関する事項
- 第十二、印鑑および身分身元証明に関する事項
- 第十三、配給に関する事項
- 第十四、その他戸籍に関する事項
- 第十五、農業、水産業に関する事項
- 第十六、農業関係各種委員会に関する事項
- 第十七、土地改良用排水渠道に関する事項
- 第十八、畜産に関する事項
- 第十九、農事団体に関する事項
- 第二十、園芸検査に関する事項
- 第二十一、開拓事業に関する事項
- 第二十二、その他農務に関する事項
- 第二十三、道路橋梁に関する事項
- 第二十四、河川堤防、溝渠水路に関する事項
- 第二十五、建築基準法施行に関する事項
- 第二十六、都市計画に関する事項
- 第二十七、失業対策事業に関する事項
- 第二十八、市有の建築物管理に関する事項
- 第二十九、交通安全施設に関する事項
- 第三十、地理一覧に関する事項
- 第三十一、その他土木に関する事項
- 第三十二、金銭の出納に関する事項
- 第三十三、決算に関する事項
- 第三十四、その他収入の事務の補助に関する事項

### 農務課

第一、農業、水産業に関する事項

第二、農業関係各種委員会に関する事項

第三、土地改良用排水渠道に関する事項

第四、畜産に関する事項

第五、農事団体に関する事項

第六、園芸検査に関する事項

第七、開拓事業に関する事項

第八、その他農務に関する事項

第九、戸籍課

第一、林業に関する事項

第二、市有林管理、森林經營および処分に関する事項

第三、官県行造林に関する事項

第四、林道に関する事項

## 法務大臣より表彰さる

### 田中治右衛門氏

当市北郷支所勤務

田中治右衛門氏

は昭和十四年十一月

より十四年間戸籍事務を担任し、事務に堪能であるのみでなく職員間の度量であるとの理由により、

去る十月四日全国戸籍事務協会にて法務大臣の勳綬表彰を

受けました。

商業及び工礦業に関する事項  
度量衡に関する事項  
地代家賃の統制に関する事項  
商工鉱業に関する事項  
統計に関する事項（他課に属するものを除く）  
觀光に関する事項  
墓地火葬場に関する事項  
衛生団体に関する事項  
その他公衆衛生に関する事項  
伝染病予防消毒に関する事項  
国民健康保険に関する事項  
その他厚生福利に関する事項  
その他衛生に関する事項

衛生課  
社会福祉事務所に関する事項  
失業対策に関する事項  
公営及び市営住宅の管理に関する事項  
その他社会事業に関する事項  
灾害救助に関する事項  
その他社会事業に関する事項  
その他厚生福利に関する事項  
その他衛生に関する事項

建設課  
道路橋梁に関する事項  
河川堤防、溝渠水路に関する事項  
建築基準法施行に関する事項  
都市計画に関する事項  
失業対策事業に関する事項  
市有の建築物管理に関する事項  
交通安全施設に関する事項  
地理一覧に関する事項  
その他土木に関する事項

経理室  
金銭の出納に関する事項  
決算に関する事項  
その他収入の事務の補助に関する事項

# 就任の御挨拶

光明正道



この度、私は勝山市の助役に就任いたしましたが、山内市長は私の中学二年の時から四十数年来の親友であり、市議会も私の就任について満場一致で御同意下さいましたことは私の最も喜びとする所でございます。

私の祖父は平泉寺町の生れであり、亡父も少年の頃から育ち、毎年二回勝山に来るのを非常な喜びとしていた様でありますから私の勝山市戻をして働くことの出来るのは亡父も涙下で喜んでいくれると思います。

此の上は市民の皆様の御協力を得まして、新生勝山市の発展の爲に精一杯働かせていただきたいと存じます。

今回の市町村合併促進法によつて、全国に多くの市町村が新生しましたがその中には随分無理な合併をいたした所があり、平和な地に紛争を起して将まる所もある様ですが、わが勝山市は旧勝山町と人情風俗を同じうして、從来から経済的にも勝山町を中心として商取引、物資の交流がなされ、社会的にも各種の行事、人情風俗を同じうするものが多く、結婚その他色々のつながりのある周囲の各村が一緒にかつたのですから、今後勝山市はなるべく早く一つの有機的な組織体となる様努力せねばならぬと思います。

泰澄大師が白山を開かれたことにより、北国の中でもあるつた勝山市は再び文化水準の高い都市として發展すべきでありますが、現代においては過剰作ら地の利に恵まれております。これを克服するものは「以和爲貴、無忤爲宗」（和を以て貴となし、さからう無きを宗とせよ）であると思います。平泉寺が衰頼したのは「皆」につたのです。

勝山市民の協力一致こそあらゆる立地条件を表す秘鍵だと存じます。

微収額の 限度	所得額の 限度	微収額	一ヶ月 所得額
一千五百元	一千五百元	一百元	一千五百元
一千五百元	一千五百元	五百元	一千五百元
一千五百元	一千五百元	一千五百元	一千五百元
一千五百元	一千五百元	一千五百元	一千五百元

十一月二十日より  
十一月三十日まで  
一ヶ月間  
国民健康保険納付金完納月間

## 伝染病　食費　薬価

### 徴収条例制定さる

伝染病予防法により勝山市常陽離病舍に収容隔離された伝染病患者の食費薬価についてはこのたび厚生省の指示により、患者の属する世帯の所得に応じ思者より一部徴収する事になり、市議会の決議を得て実施する運びとなりました。なお患者が負担されました金額については退院時における領収書に記載され、国民健康保険の被保険者には半額を療養費として国民健康保険特別会計より御支払することになりました。御承知置き下さい。今回制定された条例は次のとおりです。

#### 目的

第一条 伝染病にかかり勝山市常陽離病舍に収容したる患者の食費薬価の徴収に就てはこの条例の定める所による。

【薬費の徴収】 第二条 食費に就ては当該患者の属する世帯の所得額に応じ左に掲げる額を限度として給食のための直営費とする。

一、生活保護世帯は免除とし、所得税額を療養費として国民健康保険特別会計より御支払することになります。

二、右以外の世帯に就ては次表の全額

【薬費の徴収】 第三条 薬価に就ては当該患者の属する世帯の所得に応じ、入院一ヶ月又は端数毎に左に掲げる額を限度として治療に使用する薬品の実費とする。ただ前条第一号の世帯については免除する。

### 納付金完納月間

国民健康保険は市発足と同時に給付面の一本化を図り順調に運営致して参りましたが、最近滞納額の増加を来し加うるに国庫補助金が医療費の支払実績により交付されることになりました。そこで国庫補助金を一円でも多く獲得するには医療費を速かに支払わねばなりません。

市では国庫補助金獲得のため、左記期間を国民健康保険納付金完納月間にし、皆様の御協力を御願いすることになりました。農繁期その他で御忘れの方もあらうかと存じますので、納入告知書を御調べの上、未納の分はすぐ御納め下さるよう切に御願い致します。

〔衛生課〕

第四条 前条の所得は給与所得にあつては入院日の属する月の前月の所得其他の所得にあつては入院日の月の属する期の前期の納稅期の所得の平均月額とする。但し季節的に変動する所得に於ける場合は、前年中の当該所得の平均月額とする。

第五条 市長は左の各号の一に該当するときには食費及び薬価の徴収を免除し又は減額することができる。

一、日雇、行商その他日々の勤労により世帯の生計を維持している世帯で当該患者の入院又は看護のため稼働能力を失い差し当たり生計困難と認められる場合。

二、当該患者の所属する世帯で災害等不時の事故により著しい被害を蒙つている場合。

三、その他前各号と同等以上の理由がありと認められる場合。

第六条 食費、薬価の徴収方法についての規則は公布の日より施行し十月一日より適用する。

#### 【所得の算出】

第四条 前条の所得は給与所得にあつては入院日の月の属する月の前月の所得其他の所得にあつては入院日の月の属する期の前期の納稅期の所得の平均月額とする。但し季節的に変動する所得に於ける場合は、前年中の当該所得の平均月額とする。

#### 【薬費額減免】

## 恩給法の改正について

戦傷病者、戦没者遺族等援護法および恩給法ならびに未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律が施行されましたことは既に御承知のことと存じますが、以下概略御知らせ致します。

### ◇ 滞守家族手当の増額月額

二千九百三十七円

### ◇ 遺族扶助料の増額

兵において約八千円増、年額三万五千二百四十五円

### ◇ 遺族年金の増額

年額三万一千五百円

### ◇ 以上については裁定片より通知があります。

◇ 公務死の遺族扶助料地における受傷や障害が、故意または重大な過失によることが明らかでないときは、公務上の受傷、障害とみなす。

## 保険税の賦課について

保険税の賦課方法について、いつも質問を受けますのでこゝにお答え致します。当課に於ては、被保険者数その他診療関係のあらゆる面の実績を見、市条例で決定された税率によつて保険税を算出しております。

本年度保険税の算定方法を略記致しますと、先づ年度当初は、被保険者の所得割が未決定であるので、人頭割額の千分の十五がその徴収であります。そして世帯主が健康保険に加入しておれば、その所得割から一人分を控除します。例えば、課税総所得額が三二、〇〇〇円で四人家族（世帯主が健保に加入の場合）のものは、 $32,000\text{円} \times 1000\text{分} \times 15 \times 4\% = 3,600\text{円}$ であります。又固定資産割は即ち第三、四期には右の所得額と固定資産割の税額の合計額を二分したものと賦課するのであります。この間に家族数即ち被保険者数に異動のあつた場合は、勿論調整が行われます。

この夏から一名の保険税及び一部負担金の徵収専属費を算いて、極力そ

### 『自転車の登録』

#### について

最近自転車の盗難が多く、盗まれるとなかへん。そこで県民の皆様の御要望に応え、関係方面の協力を得て、十二月一日より自転車の登録を実施することになりました。

自転車を登録する際は皆さんの自転車に「車籍票」を取り付け、車籍カード二枚を作成して一枚は皆さんに渡されますが、それをつけようにして下さい。残りの一枚のカードは警察で保管し、今後皆さんがなくなつたり又は売買交換するときにはそのカードを見せたり、又はそれを車の車籍票は次回の通りで価格は十円です。わずかな金と一寸した手間で大

## 荷車の鑑札は取付けましたか

荷車、リヤカー、馬車の鑑札取付けを去る十月五日より十一月九日までの間に、各地区毎に実施致しましたが、まだ鑑札の取付けをしてない所有者もありますので、その方々は市役所及び各支所に鑑札がありますから至急取付けて下さい。鑑札代金は二十五円です。

◇ 年賃金の支給範囲の拡張

△死亡の当時、生計が同一であつたこと。

△親等内の親族まで遺族の範囲を拡張したこと。

△昭和二十一年二月一日以降昭和二十七年四月三十日までの間に妻子縁組をしたが、昭和三十年六月三十日までにその妻子縁組を離縁または取消した配偶者、子、孫に年金を支給すること

△軍属の在職期間を拡大

△昭和十二年七月七日にさかのぼつて拡大したこと。

△満洲開拓青少年義勇隊員に年賃金（三万円）支給。

△責任自救の遺族に年金、年賃金の支給

△六項目以上の軍属の平常死に十分の六年金支給。

△責任自救の遺族に年金、年賃金の支給

△在職年計算の場合、一年以上の在職年を通算すること。

△なおわいしさことは市役所民生課へ御聞合せ下さい。（民生課）

大切な自転車を盗まれたり、なくしたりしないように致しまして

なお

登録実施日程

通りで

すから

必ず期

下さい

期日

中に登

録して

下さい

期日

に登

録して

下さい



昭和三十一年度版の県民手帳が近くお日見えいたします。この手帳は県統計協会が統計思想普及のために毎年発行しているもので、今年で丁度五年になります。

そこで今年は更に細心の注意をはらひて内容の充実を図り、日記欄も充分の記入を取ると共に、県民常識欄の記入を取ると共に、県民常識欄も充分の記入を取ることとしました。

（あなた）のポケットに県民手帳を

として利便性の高い各種統計や市町村要覧その他名簿、写真、日常生活等を豊富に収録いたしておりますので、県民のポケットに久かせぬ手帳として、又日常生活のよき伴侶として、サラリーマンにも家庭の街婦人にも、父学生諸君にも必ず満足して頂けるものと確信いたします。

## II 常識を豊にし 日常生活に役立つ

### （あなた）のポケットに県民手帳を

として利便性の高い各種統計や市町村要覧その他名簿、写真、日常生活等を豊富に収録いたしておりますので、県民のポケットに久かせぬ手帳として、又日常生活のよき伴侶として、サラリーマンにも家庭の街婦人にも、父学生諸君にも必ず満足して頂けるものと確信いたします。

手帳の内容は次の通りですが一人でも沢山御申込下さるようおすすめいたします。

御申込は市役所商工課又は区長、連絡員のお宅まで。

#### 県民手帳の内容

一、体裁 ポケット型 (6.4×11.3)  
二、深緑色ビニール装、三万金、鏡

## 市営公民質屋の開設について

皆さん既に御承知のことと存じますが、今所当市に於ても金融難を幾分でも緩和し、この方面で御困りの方に便宜を圖る目的で少額の融資をするため十二月一日より公益質屋を開設することになりましたから、御希望の方は大いに利用して下さい。次に簡単な公益質屋について御説明致します。

位賃及び名簿 滋賀市下坂田第九  
十六号十三番地（信用金庫裏）

利用される方の範囲 滋賀市内の住者へ主食購入通帳又は市内在住者であるこの種の証明書を持参のこと

（A）質物 条例規定等に定められた動産で、保管上支障のないものに限る（B）貸付金の限度 貸付金額は質物に対する市長の評価額の十分の七以内で（C）貸付期限及び利率 期間は質契約の成立の日から四ヶ月、利率は一ヶ月一口につき二千円、一世帯につき一万円迄とする。

（D）事務取扱時間 每日午前八時半より午後五時まで、但し土曜日は午日、日曜日は休業

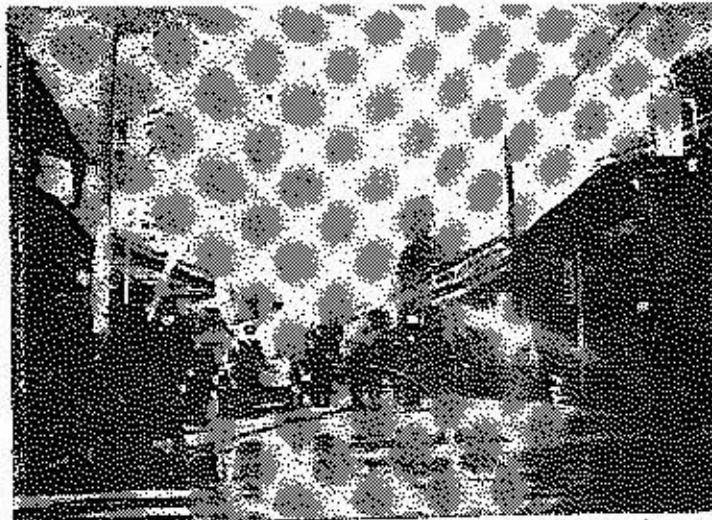
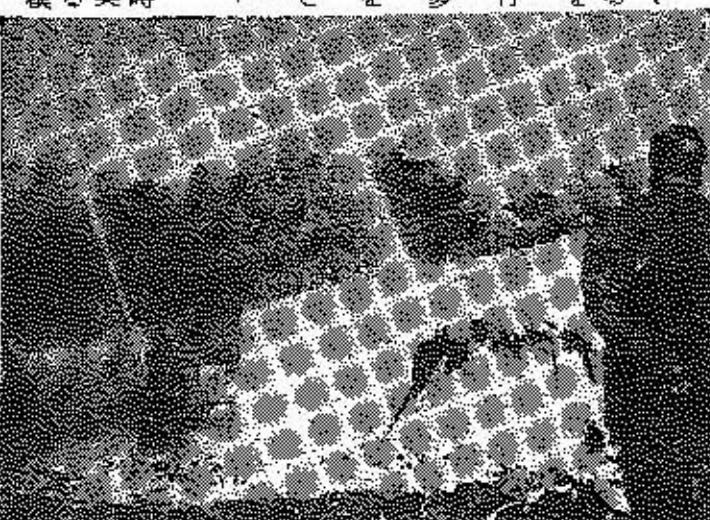
一寸した油勘  
一寸した不注意

が大火の原因となります

燃えない工夫  
焼かない注意

## 火災予防週間

11月26日～12月2日



## 秋季消防演习を行ふ

市消防団では十一月十一日午前八時西校に集合し恒例の秋季消防演习を実施しました。（写真右は郡町における水勢試験、左は荒土町新保における模擬火災）

一、からだに自信のない方は外出する時や、人混みの中では必ずマスクをかけること。  
二、帰宅したときは必ずドアを閉めること。  
三、脂肪類を多くとること。一度に多量ではなく回数を多くすること。  
四、朝夕の掃除の際に必ず戸障子を開放すること。  
五、厚着を避け、朝夕の気温に応じて上衣で調節すること。（衛生課）

冬期の疾病について

日常生活に密くなつて參り、これから感冒にかかり易い時節となつてきました。感冒の原因は風邪の病原体か又は寒冷の刺激による一種の反応によるものといわれています。これに続いて肺炎や百日咳、ジフテリア、ショウコウ熱の発生です。就寝時に於てもジフテリア患者が十八名発生しております。これを予防するためには、子供さんに必ず百日咳ジフテリアの予防接種を施行して下さい。又寒い時節には帰宿を密閉しておき多いために、結核が伝染し易いものですから、結核患者のある家は特に注意が必要です。これからは次の事項を励行して冬の健康維持につとめましょう。

## 民生事業協助者として 丸山龍水氏表彰される

十月三日より五日まで松江市で開かれた全国民生委員大会席上で民生事業協助者として、全国社会福祉協議会長より野町竜谷の丸山龍水さんが表彰されました。丸山さんは私財をもつてオルガンその他の保育材料を購入し、日曜学校を開設の上竜谷部落の児童六十余名の指導に専念されていました。又去る五月の川岸福祉巡回行事にはよくその趣旨を部落民に徹底させ、ヶ月葉のつどい会々を創設し、農忙期の多忙な一日を親子が一同に会し、筋り合つて樂しむ等将来の重責を担う子供達の幸福を祈りつゝ行事を続けておられます。市と放しましても丸山さんの美德に対して深く感謝致しております。

(人手運動) カツコ内は田  
十一月十一日附

勝山市公益貯金係長  
丸 山 研  
(税務課収係長)

## 郵便貯金

### 特別増強運動

今年の六月末で大蔵省貯金連弾部資金は七千八百五十億円に達し、そのうちの約六〇%にあたる四千五百五十億円が郵便貯金であり、これらのお金が国民の身近なところへ融資され、いろいろ事業が行われています。

**たばこ**は  
市内で買いま  
しよ

新生 三四四十七銭  
バール 二四六十九銭  
ピース 三四九十二銭  
光 パート バット

たばこの代金の百十五分の十がたばこ消費税として市のお台所を潤します

生活設計のためばかりでなく、國土を建設し、日本経済のため役立っています。そこで財政省では更に強力なる推進を図るため八月一日から十二月末日まで各方面に呼びかけ國土建設郵便貯金特別増強運動を展開しております。この運動は國民の貯蓄心の昂揚をして行うもので不景気だから貯金が出来ないなどといふことなく、どこまでも創意と工夫によつて御協力下さいますよう御願い致します。

1 労働者の自発的大引貯金組合の結成  
2 勤労者の貯蓄、子女の育英、納稅、課  
3 家の先渡米代金等の貯蓄  
4 住宅の建設、子女の育英、納稅、課  
5 恩給、年金、扶助料等の計画的な貯蓄

## 十月の人口動態

種類	男	女	計
出生	二六	二七	五三
死亡	一〇	一五	二五
死産	六	二	八
離婚	一	一	二
婚姻	一八	一八	三六
計	四二	六三	一〇五

### 配給手続について

(即ち三月から配給を受けたい人は二月三日まで) 受配申請書を区域内の本庁又は支所へ提出して下さいなお申請は本庁又は支所に備えあります。

生産農家で自家保有米がなくつた為へいわゆる転落農家配給を受けなければならぬ場合には、配給を受けようと思う月の前月三日までに

生産農家で自家保有米がない場合は、配給を受けなければならぬ場合に、配給を受けようと思う月の前月三日までに

(あ)(な)(た)(は)

燃えない工夫

狙われている

燃えない注意



立冬も過ぎこれからよいよ本格的な冬がやつてしまいりますが、皆さんは越冬準備をお忙しい事と存じます。これから留守家庭を狙う盜賊、窃盗、風紀奉公又は青年による農村の侵入目的の押売詐欺などが予想されますので、警察では万全を期すべく努力しております。市民の皆さんの一層の御協力を切望いたします。

守りましょう  
たのしい 明るい 街を作るため

一、盜難防止  
1 盗難犯の防止

1、暴行傷害事犯があつたら被害の大小に拘わらず必ず警察へ届出ましょう。  
2、神戸りやあやしい人が徘徊していたら警察へ届出ましょう。  
3、行商者の巧みな言葉にだまされて粗暴な品物を不当な高い値段で買わないようになります。

2、押売詐欺犯の防止

1、粗暴事犯の防止  
1、暴行傷害事犯があつたら被害の大小に拘わらず必ず警察へ届出ましょう。  
2、夜婦女子の一人歩きはやめましょう。  
3、知らない人の巧みな言葉にだまされないようになります。

3、粗暴事犯の防止

1、暴行傷害事犯があつたら被害の大小に拘わらず必ず警察へ届出ましょう。  
2、夜婦女子の一人歩きはやめましょう。  
3、知らない人の巧みな言葉にだまされないようになります。

(勝山警察署)

第二回 市民野球大会開かる

恒例の第二回市長杯争奪市民野球大会は十九、二十日の両日、勝高及び勝中グラウンドに於て光明新助役の始球式により開始され、終始熱戦を開催の上左の成績により村岡町チームが初優勝を遂げました。

優勝戦

北郷町

3-2

中央ク

村岡町

3-2

大師ク

村岡町

13-1

北郷町

(写真は光明助役の始球式)